(次回期日 12月17日)

平成21年(ワ)第745号 損害賠償請求事件

原 告 久木野憲司

被 告 長崎県公立大学法人長崎県立大学

# 原告第1準備書面

平成21年/2月/0日

長崎地方裁判所 民事部 御中

被告の平成21年10月30日付答弁書に対する反論は、下記のとおりである。

記

#### 第1 求釈明

- 1 乙第3号証の第9回調査委員会(議事録)は、〈中略〉として、割愛されている部分が複数ある。この〈中略〉により発言の分量・重点が不明となっている。 そこで、この〈中略〉部分全てを明らかにされたい。被告は、同調査委員会の様子を録音しているものと思料されるので、録音媒体もあわせて提出されたい。
- 2 乙第3号証では、第9回調査委員会との記載があるが、調査委員会は全何回 開催されたのか明らかにされたい。また、調査委員会の全議事録を提出された い。
- 3 被告は、調査委員会の報告書を作成したとのことである(答弁書第2-10)。 そこで、調査委員会の教育研究評議会に対する報告書及び添付資料の一切を提出されたい。
- 4 法人化に伴う勤務条件の変更に関し、懲戒手続の変更については、何ら立証 されていない。懲戒手続が具体的にどのように変更されることになるのかの説 明が記載された説明当時に利用された文書を提出されたい。
- 5 懲戒処分書(甲1)には、無断欠勤をしたとされる具体的日時、理由等が一 切明らかにされていない。
- (1) 被告において無断欠勤と判断した原告の無断欠勤の具体的日時、その理由 ないし判断基準を明らかにされたい。その根拠資料も作成年月日、作成者を 明らかにした上で提出されたい。
  - (2) 被告において無断欠勤と判断した日数の算定根拠を明らかにされたい。
- (3) 被告において無断欠勤と判断した具体的日時、理由等を現在に至っても一切明示していない理由を明らかにされたい。

6 被告は、裁量労働制を否定し、使用者である被告の定める所定労働時間を前 提に本件懲戒処分を行っているものと思料される。そこで、被告において、ど のように労働者の現実の労働時間を把握していたのかを明らかにされたい。

また、使用者である被告には、労働基準法108条により賃金台帳の調製義務があり、同法109条により賃金台帳の3年間の保存義務があることから、賃金台帳及び賃金台帳記入の根拠とした資料の一切を提出されたい。

- 7 平成17年9月6~9日の上海におけるバイオラボ中国研究所の起工式に出席した被告大学理事長 、学長代行 及び専務理事 の渡 航費用がどこから拠出されたかをその明細とともに明らかにされたい。
- 8 本件懲戒処分が平等原則違反に当たるか否かを判断するために重要な証拠と なることから、本件懲戒処分に先立ち、原告以外の他の教員の勤務状況に関す る調査状況についてその調査資料とともに明らかにされたい。
- 9 平成21年9月1日の調査委員会による事情聴取に先立ち、個々の委員にいっとのような資料が提供され、個々の委員はいつその提供資料を検討し、委員会としていつどのような資料で事情聴取の準備(各委員が把握していた状況と問題点の共有)をしたのかをその根拠資料とともに明らかにされたい。
  - 10 平成21年9月10日の教育研究評議会による弁明手続の議事録及び同手続を録音した録音媒体を提出されたい。
- 11 教育研究評議会の全議事録及び懲戒規程第6条第2項に基づく学長への報告の際教育研究評議会が学長に提出した報告書を提出されたい。

- 12 被告が原告の被告大学が提供しているメールの使用ができないようにした日 時及び理由(根拠)並びに被告大学のホームページから原告の氏名を削除した 日時及び理由(根拠)を明らかにされたい。
- 13(1) 平成21年3月ころから原告が施設長として管理責任者であった大学内放射線実験施設(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律など関連法規にその運用が厳しく規定されているRI実験施設)の管理に関し、文部科学省に施設管理者として届けられていた原告本人の知らないところで勝手に管理者の任を解き、他者を新たに任命したことについて、実行者である。氏(現長崎県立大学副学長で、偏見懲戒処分の責任者)はどのような法的な根拠に基づいてこれを行ったのか明らかにされたい。
- (2) また、この施設管理者の変更について、学内の手続をどのように行ったのか、さらに、監督官庁である文部科学省にどのような届け出を行ったのか明らかにされたい。
- (3) 当該研究施設は近隣住人に放射線被曝の被害を及ぼさないように配慮する必要があることから厳しくその運用が関係法規によって規定されており、施設運営のための管理体制の変更や管理者の変更は適法に行われなければならず、かつ、その変更は速やかに監督官庁へ届け出ることが義務づけられている。9月24日、放射線実験施設で実務的管理を行っているRI取扱主任者である。

  「大が違法な施設使用を続けていたことから、「大は施設管理者(施設長)であった原告に連絡して(甲102)、文部科学省にこのような運用実態が知れた場合には「大が法的責任を問われることになるのでそうなる前にその職を辞したいと相談した。その際、「大は被告大学事務局にも相談して事態の改善を図ったのであるが、被告大学は、かかる「大の違法な

RI施設の使用を看過するのみならず、 氏の言うがままに適正な管理運営を心掛けていた原告の知らないうちに解任させたことを追認したが、原告を施設長から解任した日時と解任の理由を明らかにされたい。また、 氏の放射線施設の違法使用の実態を監督官庁にどのように報告したのかについて、その報告文書を提出されたい。

14 原告が、本件懲戒処分前である平成21年4月当初、原告の知らない間に原告担当授業を突如外す処置を行ったことについて、その理由及び根拠について明らかにされたい。

#### 第2 平成21年10月30日付答弁書に対する反論

- 1 答弁書第2-2について
- (1) 被告は、原告被告間の労働契約の内容(労働条件の変更等)は職員に対して適正に説明されていると主張する。

しかし、本件で問題となっている懲戒手続について、具体的にどのような変更があったのかは乙4、乙5には何ら具体的な記載はない。

(2) 被告は、法人化前から原告が県立長崎シーボルト大学教員組合副執行委員 長の役職にあったことを根拠に、勤務条件の変更等については他の一般教員 以上の知識があったはずであり、原告自身も雇用関係の承継の法的根拠や変 更後の内容についても充分に認識していたと主張する。

しかし、本件で問題となっている懲戒手続の変更についてはそもそも説明がなされておらず、原告として認識のしようがないのである。そうすると、労働者としては、懲戒手続についても、従前と同様の手続となると理解せざるを得ない。また、組合は形骸化しており、原告の組合副執行委員という役職もすでに任期が切れた便宜上の名ばかりのもので実際は労働問題等につ

いて原告が精通していたという事実はない。原告が、雇用関係の承継の法的 根拠や変更後の内容についても充分に認識していたことが分かる原告の具 体的発言等は何ら示されていない。被告が、このような形式論に終始するの は原告の勤務状況等を把握していないことの証左である。

#### 2 答弁書第2-4について

被告は、「長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程」は、法人化により教育公務員特例法は適用されないこととなったものの、同法の趣旨を尊重し、懲戒処分に至る手続きなどについて明文化したものであり、従前以上の厳格な手続きを設けることを意図したものではないと主張する。

しかし、この評価については争う。

被告自身、原告が地方公務員身分であったときより、手続を緩和したとは主 張してない。被告自身が、教育公務員特例法の趣旨を尊重し懲戒処分に至る手 続などについて明文化したと認めていること及び前述のように懲戒処分の手 続の緩和という不利益変更についての説明がなかったことから当然である。

そうすると、法人化前(地公法適用)の時代の「処分理由説明書の交付」は、 法人化後も被告に義務付けられることになるが、本件の場合、それが実質的に 行われていないので、原告は自己の弁護活動が行えないのである。すなわち、 被告が主張する無断欠勤の日時、算定方法の妥当性、その他被告の主張の適法 性・妥当性等が検証できなかったのである。

地公法適用があった時代には処分理由説明書の交付が必須であったが、それ も実質的なものでなければならなかった。もし、今後、被告が、法人化したた めに説明書交付が不要と主張するならば、手続面については、適正な変更手続 がとられていないのみならず、行為時の(被告が主張する)違法行為を新規程 による遡及効により処罰するに等しい。

したがって、被告が、「従前以上の厳格な手続きを設けることを意図した」か

どうかに拘わらず、実際は従前以上の厳格な手続がとられることになったと言 わざるを得ないのである。

#### 3 答弁書第2-5(1)について

被告は、嘉善県から表敬訪問について被告大学関係者が出席したのは儀礼的 に同席したに過ぎず、被告が県の意向を受けて原告を全面的に後押ししたもの ではないと主張する。

しかし、平成18年4月18日の嘉善県日本経済視察団の知事訪問の際は、 事務局レベルのみならず、被告大学の理事長 、学長代行 及び 専務理事 などの被告大学の幹部が複数出席しているのである(甲1 0)。被告大学幹部がわざわざ複数出席しているのであり、この事実だけを見 てもおよそ儀礼的なものとは言えない。儀礼であれば、理事長か学長あるいは 副学長が1名出席すれば充分である。特に、事務局長時代にバイオラボ社の立 ち上げから原告に協力してきた山口氏までもが参加するのは実務的要素が大 きく「儀礼」ということで済まされるようなものではない。

また、平成17年9月6~9日の上海におけるバイオラボ中国研究所の起工式には、県から金子知事の代理(当日の台風来週で急遽渡航を中止した知事の代行)として商工労働部長ほか数名が、被告大学からは理事長、副学長及び事務理事が出席している(甲103~111)。起工式の前日にはバイオラボ社事業の支援を要請するため、県と大学の面々は浙江省代表者らに表敬訪問をしている。あえて海外まで足を延ばして出席するということはおよそ儀礼の範囲を逸脱している。被告が、バイオラボ社の事業を後押ししていたからこそ、バイオラボ社の事業に関し複数の被告大学幹部が海外まで行って出席したのである。

さらに、バイオラボ社のロゴは、別紙のとおり被告大学のロゴを基調として 作られたものであるが、バイオラボ社のロゴの作成・使用に先立ち、著作権の 問題について被告大学事務局長に確認してもらい、被告から許可がとれたため そのロゴに決定されたのである。被告大学がバイオラボ社の事業を後押しして いないのにこのような類似のロゴの使用許可を与えるということはおよそ考 えられない。

その他、被告が、後押しをしていた県と足並みをそろえるようにバイオラボ 社の事業を全面的に後押ししていた事実は多数存在する。

#### 4 答弁書第2-5(2)について

(1) 被告は、兼業従事許可は、勤務時間外に行い、かつ、勤務時間内に兼業に 従事する場合には、勤務時間の振替え申請が必要であると主張する。

しかし、当時、原告としては、被告大学において、使用者たる被告による 労働時間の管理がなされておらず、実態が裁量労働制であるとの認識であっ たのである。また、原告が、被告の主張するような勤務時間外のみしか事業 (兼業)を行うことができないというのであれば、取引先との交渉はおろか 銀行取引や官公庁での必要手続さえできないのであり、いかにして事業(特 に本件では起業からである)をするというのであろうか。被告の主張に従え ば、現実には実行不可能な兼業許可を出したと言うしかない。

また、原告が勤務時間の振替表の提出を求められたのは平成20年が初めてであり(甲112、113)、それまでの間原告は振替表の提出をしていないが一度も被告から振替表の提出を求められたことはない。しかも、原告が平成20年度に振替表の提出を求められたのは、バイオラボ社が破綻し、原告に対する世間の風当たりが強くなってきたことから被告大学事務職員(当時の総務課長ら)が原告のことを慮ってという経緯があるのである。被告は、事後的に振替表を提出することに意味はないなどと主張しているが、意味のない振替表の提出をなぜ求めてきたのか理解に苦しむところである。被告自身の過去の行為と現在の主張に多々綻びが生じているのは、被告が県

の意向を受け態度を豹変させたためと推認される。

さらに、原告は、実質的に勤務時間を振り替えて被告大学の業務を行い、 かつ、被告大学業務に何らの支障もなかったのである。そうすると、仮に、 被告が主張するように振替申請が当時必要であったとしても、実質は振替え をしていたのに、形式的に振替申請という手続を怠ったという軽微な手続ミ スでしかないのである。

(2) 被告は、許可書を交付する際や折に触れて、職員から原告本人に対して、 勤務の振替えの必要性や服務関係手続の徹底を行うよう、指導してきている と主張する。また、被告は、県や被告が、「上記兼業許可の形式に拘泥する ことなく勤務時間等については柔軟に対応するとの説明をした。」ことは無 いし、そのようなことを発言することはあり得ないものであると主張する。

しかし、原告は、これまで一度も毎年の「兼業従事許可」の際などに勤務 の振替手続をするよう求められたことはないのである。

すなわち、原告は、バイオラボ社の事業を行っていたことは被告大学内では公知の事実であり、被告大学事務職員はそのことを前提に原告の携帯電話に所在場所の確認を求めることが何回もあったのである。しかしながら、原告は、被告大学から振替表の提出につき注意を受けるようなことはなかったのである。

これは、被告大学が当初勤務時間等については柔軟に対応すると説明した からに他ならず(大学の本来の業務に支障がないようにというのは当然であ り原告自身この点は厳守していた。)、そのような発言をすることがあり得な いと主張するのであれば、そもそも振替表を提出していない事実を認識しな がら毎年の兼業従事許可を出すことがあり得ないはずである。

# 5 答弁書第2-5(3)について

被告は、原告が従事許可違反をしている可能性があることを被告が認識した ため、自らが調査を行い、自らの判断で本件処分を行ったものであると主張す る。

しかし、前述のように原告が振替表を提出していないことは被告において当初から十分に認識していたのである。それにも拘わらず、何年間もこれを放置・黙認してきたのである。被告が、調査に乗り出した経緯は、まさに現在被告大学職員となっている訴外百岳敏晴氏(以下、「訴外百岳氏」という。)が県議会で原告の処分を求められてからである(甲81~91)。

また、その調査、判断の瑕疵については訴状記載のとおりである。

なお、①原告が使用していた被告大学のメールが平成21年9月24日午前5時1分ころを最後に何の連絡もなく止められ(甲114)、被告大学のホームページから原告の氏名が削除されている。そこで、前記第1求釈明12のとおり釈明を求める。また、②平成21年3月ころより、原告が責任者であった大学内実験施設(RI室)の管理に関し、原告に無断で一氏が勝手に管理するようになった。そのため、前記第1求釈明13のとおり釈明を求める。さらに、③甲79のとおり、原告は本件懲戒処分前に担当授業を突如外されることになった。そこで、前記第1求釈明14のとおり釈明を求める。このように、被告の言う手続はおよそ名ばかりで原告を停職処分にするという結論先にありきで行動していることが容易に推認される。

## 6 答弁書第2-5(4)について

被告が、仮処分の申立てがなされた事実を認識しながら、裁判所で慎重な判断がなされることを回避し、拙速な本件処分をしたことは、被告の手続軽視の姿勢を顕著に物語る事実である。

#### 7 答弁書第6について

(1) 被告は、被告の懲戒等に関する規程(甲2)の第4条の規定の趣旨が、教員の懲戒処分を行う際には、慎重を期すために調査委員会を設置することと、調査委員会が調査の際には対象教員から事情聴取を求めているのであり、その事情聴取の手続方法は調査委員会の裁量に委ねられていると主張する。

しかし、被告自身が認めるように、法人化後も教育公務員特例法の趣旨を 尊重して懲戒等に関する規程が設けられ、調査委員会の事情聴取が慎重を期 すためにあるのであれば、手続が緩和されるような調査委員会の裁量は認め らないはずである。

(2) 被告は、記録提出を求める文書云々をもって、被告が原告に対して説明を 求めた事項は、本来的に原告が最も良く知っていることであり特に準備は必 要でないし、何の説明を求めるかについても当然に理解できる内容であると 主張する。

しかし、甲72、73、75、77のどこを見ても「調査委員会」という 文言も、職務命令と取れる命令型の文言も(「お願い」の文言しかない)、さ らには懲戒処分の理由のキーワードともいえる「振替表」の文言もないので ある。かかる文書のみから、本件処分理由を理解せよというのは不可能であ る。

また、被告自身これを事後的に職務命令と主張しているにも拘わらず、答 弁書において「説明を命じた」ではなく「説明を求めた」と主張している。 さらに、「原告自身が最も良く知っていることであり特に準備は必要でない し、何の説明を求めるかについても当然に理解できる内容である」との被告 の主張は被告自身の手続軽視の姿勢を顕著に現わしているのでこれを不利 益陳述として援用する。かかる主張がまかりとおるならば、潔白の者が疑い をかけられた場合、身に覚えがない以上自身の潔白の証明のしようがないこ とになり、手続としての意味を全くなさないことになる。セクハラ事案等を 想起すれば、その主張の不当性は容易に分かることである。 加えて、本件は、法人化前においては、当然の不利益処分の理由が実質的に存在しない事案であり、公開審査(なお、懲戒処分後の(懲戒規程に言う)不服申立段階において、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程 第11条「不服申立て」による不服申立てに伴い、被告は、地公法50条1項の趣旨に沿った公開による口頭審理が必要であったはずであるが、実質的聴聞がなされなかった。)もない事案であることを考えても、手続的にそのような不利益変更がなされた事実はないのであるから本件が不当であることは明らかである。

その上、被告は、調査委員会の裁量を理由に本件の手続に問題がないかのような主張をするが、他の教員との平等原則違反にならない点について具体的に主張・立証されなければ被告の主張を前提としても裁量の逸脱となる。また、手続的な面では、被告は、平成21年8月31日にいきなり翌日に事情聴取をすると一方的に指定し(甲92)、原告に準備できないような(だからこそ弁護士の同席は必要不可欠であった)日程を組むなど社会相当性のない不当な事情聴取の開催をしており裁量逸脱も甚だしい。

#### 8 答弁書第7について

(1) 被告は、原告が何の確認を求められているかは自身のことであるから充分 に理解できていたはずである等と主張する。

前述のとおり、原告は、これまでの被告大学の対応からして振替表の提出 について咎められるようなことは予想だにしていなかったのであり、それを 理解できるはずがない。被告大学が県若しくは長崎県政界の意向を受けてあ るいは先取りして態度を豹変させたためにこのようなすれ違いが起こった のである。

(2) 被告は、原告は調査委員会の調査に対し、事実関係について必要な説明をし、特に事実関係についてさらに追加的に主張したいとの要望等はなかった

し、後日、説明した事実関係についての訂正の要求等もなかったと主張する。

しかし、前述のように、原告は、被告が何を問題としているのかさえ具体 的に明示されないために「必要」なことが何かも把握できない状況にあった のである。このような状況で、「必要」な説明をしたということ等あり得な いことである。また、後述の11(3)のとおり、的外れとはいえ原告は追 加で主張をしているが、被告が独自の屈理屈で一方的にこれを否定している。

被告の主張を前提にすれば、被告の上記主張は、原告が被告大学に勤務し始めてから説明時に至るまでの全行動を原告の責任において全て説明せよというに等しく(原告自身、被告の協力体制の下、適正に兼業をしていたという認識であったのであるからこうする他ないことになる。)無理難題以外の何ものでもない。

## 9 答弁書第8について

(1) 被告は、事情聴取が大学学内組織での手続によるものであり、「事実」の 確認を行うためのものであり、原告本人が出席して質問に答えることが可能 だから代理人である北爪の同席を断ったと主張する。

しかし、懲戒処分を受けるかどうかに関わる手続は、大学内部の問題にと どまるものではなく (特に本件は一方的なマスコミ報道によって原告本人が 被る不利益は甚大であることが容易に想定された)、懲戒処分をされるかど うかに関わる重大な事実を適切に原告本人が漏れなく答えることができる か分からないからこそ (原告は前日にいきなり開催を指定され狼狽し、事実 の整理も弁護士への相談もできていなかったのである。)、代理人の同席を求 めたのであり、不当な同席拒否である。

また、原告にとって弁護士を同席させる必要性が高かったことに比し、被告にとって弁護士を同席させることによる不利益はほとんどないはずである。

そうすると、結局のところ、原告の反論を封じるために同席を拒否したと 言わざるを得ないのである。

(2) 被告は、被告の調査委員会も、既にこの時点で相談していた被告代理人らもあえて同席させていないことを北爪の同席を断った理由として主張する。しかし、被告が、自らの代理人を同席させるかと原告の代理人を同席させるかは全く別問題である。また、事情聴取の日を自ら設定でき、その日に向けて代理人の同席なしに手続を進められるよう事前に入念に代理人に相談することもできるのであるから、代理人に相談する時間的余裕さえなかった原告と代理人に入念に相談していた被告とでは代理人同席の必要性は大きく異なるのである。被告が自らの代理人を同席させないとの判断をしたからといってそれを原告が押しつけられる言われはない。この点でも、被告の手続軽視ないし手続無視の姿勢が見て取れる。

# 10 答弁書第9について

被告は、原告が求めた各種資料を平成21年8月31日、同年9月1日、2日の段階になってやっと提供したのである。しかし、形式的な事情聴取や弁明手続は、平成21年9月1日と同月10日にそれぞれ行われ、その直前の最終段階に駆け込むように形を繕って提供されているという点が問題なのである。

これらの各種資料は、原告の要求・請求後、自己の利益を守る上で必要な時期に速やかに提供されなければ、原告は充分検討することも今後の方針を立て ることもできず、実質的には意味がないのである。

被告において、原告の要求・請求後、(被告の主張によるとこれらはすぐに でも提供できる資料であったようであるが)速やかに提供することなくあえて 最終段階になって各種資料を提供した理由を明らかにされたい。

#### 11 答弁書第10について

(1) 被告は、すべての委員は状況や問題点を充分に把握した上で調査にあたっていたと主張する。

しかし、具体的に個々の委員がどのように状況や問題点を把握し、委員会としてどのような資料と議論のもとに調査にあたったのかは一切明らかにされていない。懲戒処分書(甲1)には、382日もの日数が記載されているところ、「すべての委員」が状況や問題点を「充分に把握」するには、膨大な資料と検討時間(特に教員の委員は多忙のため相当の時間を要すると思料される)が必要であるが、それに足る準備をしたとの主張であるので、具体的に主張・立証されたい(事前に代理人弁護士にも相談するほどであるから当然後々の立証も意識して準備されたことと思料される。)。

(2) 被告は、平成21年9月1日の事情聴取が、約1時間20分にわたって行われており、単なる世間話ではないと主張する。

しかし、冒頭のかなりの部分が弁護士の同席に関するやりとりであり、意図的に〈中略〉とされている部分が複数個所ある。さらに、全体で約1時間20分といっても(この点でも形式的な時間をとらえた手続軽視の姿勢が窺われる)個別の発言時間の割合は不明であるし、重要なのは時間の長短の問題ではなく話の中身の問題である。

また、 委員長の発言には明らかに無関係、調査不足と思われる発言が散見される。

さらに、被告の主張によれば、すべての委員が状況と「問題点」を把握して事情聴取に臨んでいるはずであるのに、発言している者は特定の委員のみである。

加えて、事情聴取は、
委員長が質問し原告がそれに答える形でなされているが、原告が自ら反論を述べることができていないことからも、事前に調査対象となっている具体的事実を示されず、充分な準備時間も与えられなかったことが明らかとなっている。

したがって、かかる事情聴取は、体裁を繕っただけのもので「慎重を期す」 という制度趣旨に反したものとなっていることは明らかである。

(3) 被告は、原告が3名の委員に資料を添付して送付したメールは委員全員が内容を承知しているもので意味はなかったと主張する。

この事実からも明らかなように、被告から問題となっている具体的事実を一切明らかにされなかったが故に原告にとって何を説明していいのかさえ 把握できず、被告にとって的外れな行動(委員がいかなる事実を把握しているかさえ原告は分からなかったので教員の委員3名に上記のようにメールを送ったのである。)しか取れなかったのである。実質を伴わない手続であったことを被告自らが認めたに等しい事情である。

## 12 答弁書第11について

被告は、被告の懲戒処分に関する手続は、被告の諸規定に基づいて適正に行われれば足るものであり、現時点では、県の公務員に対する懲戒処分とは無関係であると主張する。

しかし、一方では、前述のように、被告は、答弁書第2-4において、「長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程」は、法人化により教育公務員特例法は適用されないこととなったものの、同法の趣旨を尊重し、懲戒処分に至る手続などについて明文化したと主張しているにもかかわらず、他方では、地公法では処分後の公開口頭審理規定があったのに、法人化後に同趣旨の規定を削除し、規定がないからと事後(教済)手続としての公開口頭審理は無視する運用でも足りるという不整合な場当たり的主張となっている。事後(教済)手続についての規定を設けないこと自体、教育公務員特例法の趣旨を軽視ないし無視するものであるし、規定がないからと実質的に事後(教済)手続を採らないこともまた同法の趣旨を軽視ないし無視するものである。

#### 13 答弁書第12について

被告は、「慎重な手続」との評価は争うと主張する。

しかし、被告は、答弁書第6において、調査委員会の手続においては、「慎重を期すため」に設けられたものと主張しているので、かかる主張と整合しない場当たり的主張である。

#### 14 答弁書第13について

- (1) 被告は、懲戒の事由ならいざしらずとして、弁明手続前に被処分者に対し、 懲戒の事由を明示することで、弁明の内容が変わることから、弁明手続前に おける懲戒の事由の明示の必要性を認めている。
- (2) その上で、被告は、甲94の「貴殿の兼業従事許可違反及び職務命令違反 に対する懲戒の要否」との文言だけで、原告が、弁明をなし得る本件の懲戒 事由(弁明対象)の明示として足りる旨主張する。

しかし、この段に至っても本件懲戒処分のキーワードとなる「振替表」という文言はなく、具体的日時さえも不明のままである。また、前述のようなお願い文書を職務命令と解することも極めて困難である。なお、答弁書では「貴殿の兼業従事許可違反及び職務命令違反に対する懲戒の要否」となっているが、甲94は、「貴殿の兼業従事許可違反及び職務命令違反に対する懲戒の要否等」である。具体的事情が一切ない中で「等」という文言をいかに読み取るのかは難題中の難題である。

懲戒規程6条2項に基づき懲戒処分の要否等について審議を行うのであれば、事実認定が必要である。「弁明手続き前に処分内容を決定することは相当ではないし、可能でもない。」というが、そうであれば、被処分(予定)者に、具体的に何が問われているかを告知し、それについて事実関係を聴取しなければ、意味のある弁明を行うことは不可能であり聴取を行う意味がない。上記(1)に示した答弁書第13の記載と明らかに矛盾する。

また、本件懲戒事由は382日にも及ぶもので、その具体的日時が一切明示されていないため、原告としては弁明のしようがない。この程度の情報だけで、充分弁明できるという主張をすること自体、懲戒対象事実の特定などどうでもよいという被告の姿勢を示すものに他ならない。

しかも、百歩譲って、仮に弁明の対象が読み取れたとして、その情報が示された平成21年9月7日から平成21年9月10日午前11時までに弁明の準備をするというのは主要な弁明資料が破産管財人(しかもバイオラボ社と個人それぞれに別の破産管財人がいる)の手元にある原告にとって不可能である。しかも、破産管財人の手元に主要な資料があることは被告自身も認識していたのである。加えて、被告が兼業を始めた約6年前のことを掘り返し、資料も見ずに正確に思い出すというのは通常人には不可能である。それでもなお原告自身のことであるから資料を見なくても弁明可能だと主張するのであれば、被告のいう弁明はもはや実体の伴わない儀式に過ぎない。この点からも、原告の有効な弁明ができないような日程が一方的に設定され、実質の伴う弁明を行おうという姿勢が見られないことが分かる。

#### 15 答弁書第14について

手続法の思想は、明文に書かれている被告法人が定める規程にのみに拘束されているわけではない。被告策定の規定類の文字だけによれば、被処分者は、 法人化前よりも水準の低い裁判前手続保障しか受けられないことになる。この ような手続的権利の引き下げが行われて良いという根拠はない。被告も、手続 を緩和したわけではないと述べている。

#### 16 答弁書第15について

報告義務があって、報告書作成義務がないということは、委員会設置の常道 からしてあり得ない。また、報告書作成義務がないからといって事実として存 在する報告書を閲覧する権利が無いというのは論理的に成り立たない。

#### 17 答弁書第16について

被告は、原告の懲戒対象事由が何であるかは極めて明確になっていることが 理解できると主張する。

しかし、合計の日数だけが分かったとして、具体的日時が不明な状況で、振替表を提出していないという本件懲戒処分事由を理解するというのはおよそ不可能である。前述のように、現実に原告は、本件懲戒処分の事由が理解できなかったからこそ、意味のある反論等ができなかったのである。

また、甲1の記載からすると、いわゆる無断欠勤日はすべて兼業行為に充てられていたということのようであるが、欠勤日として、何分の無断不在があるとカウントされるかについても基準、考え方は述べられていないのであり、この点が明らかにされない限り反論のしようがない。本件懲戒処分を受けた後においても、さらには被告答弁書の証拠としても明らかになっていないのである。

#### 18 答弁書第17について

被告は、原告に充分に弁明する機会を与え、本件処分の手続に何ら瑕疵はないと主張する。

しかし、前述のように、原告はそもそもいかなる事実について弁明すべきか さえ情報が与えられていなかったのであり、「充分」な弁明などおよそ不可能 である。

また、原告が提出した弁明書も、弁明対象も分からない状況で原告側での予想・推測に基づき一応の主張をまとめたものに過ぎず、「充分」な弁明などできているはずがない。

結果的にみても、本件懲戒処分の事由は原告の想定外のことであり、実効的な弁明ができていなかったのである。

加えて、手続的な面を見ても、被告は、平成21年9月7日、同月10日に 弁明手続を開催すると直近になってから一方的に指定するなど、原告に充分な 準備の時間さえ与えない社会的相当性を大きく逸脱した方法であった。被告は、 原告が代理人に相談しようとしていることを認識しながら、代理人との充分な 打合せができないような直近の日時を一方的にしているのである。なお、原告 は、同月10日弁明書の提出をしてはいるが、代理人が至急徹夜で充分な調 査・打合せもないままできる範囲で作成したに過ぎず、およそ「充分」な弁明 足り得ない。

さらに、前述の調査委員会の事情聴取から弁明手続まで、わずか10日しかなく(本件懲戒処分までは15日だけである)、客観的な日数だけを見ても拙速と言わざるを得ない。被告は、県の意向は受けていないと主張するが、そうであれば、これほどまでにタイトなスケジュールで手続をしなければならない必要性を明らかにする必要があるが、被告において一切明らかにしないのである。

したがって、被告が採った弁明手続には治癒することが不可能な重大な瑕疵 があることは明らかである。

#### 19 答弁書第18について

(1) 被告は、原告の主張は、要するに、仮の地位を定める仮処分を申立てさえ すれば、その申立ての相手方はその決定が出るまでは、裁判所の仮処分命令 が無いにも関わらず、事実上その仮処分において債権者が求めている内容に 従わなければならないという主張であると主張する。

しかし、原告の主張は、本件事実関係のもとでは裁判所において適正手続に従った審理を受ける権利があり、それを侵害されたという主張であり、歪曲された要約である。

(2) 被告は、懲戒処分書を代理人北爪に対し、平穏に手交したと主張する。

しかし、およそ平穏といえるような手交ではなかった。すなわち、平成21年9月15日、原告の代理人であった北爪が直後に刑事裁判を控え証人予定の片言の日本語しか話せない外国人の方と大事な打ち合わせ中に、被告大学職員の訴外百岳氏及び被告大学職員大瀬良潤氏(以下、「訴外大瀬良氏」という。)の2名が、北爪の所属する塩飽志郎法律事務所に非常識にもアポもなく突然面会を求め訪問してきた。外国人の方が来所し泣きながら打合せをしていたため北爪が席を外せる状況にないと分かっていたので、同事務所の受付の女性事務員は、訴外百岳氏及び訴外が表に「今は無理です。」と言った。しかし、それでも訴外百岳氏及び訴外が表に「今は無理です。」と言った。しかし、それでも訴外百岳氏及び訴外が表にしていいから会わせる。」とすごい形相で執拗に求めてきた。同事務員は受付の前に2人で立ちふさがられて押し問答をされても他のお客さんに迷惑がかかるので、仕方なく一度断られたが再度懇願し北爪を強引に呼び出した。なお、同事務所の1階入口のすぐ目の前が受付で、すぐ隣には依頼者用の待合室がある。

そして、訴外百岳氏及び訴外 に懲戒処分書を手交した。このように、懲戒処分書の交付ひとつを見ても常 軌を逸脱した方法であることが明白である。

被告において、本件懲戒処分を緊急にしなければならない理由について何ら明らかにされていない。すなわち、被告において、本件懲戒処分を仮処分の審理を待ってから実行していては、重大な不利益があるという緊急性は何ら存しないのである。それにも拘わらず、裁判所の手続を殊更に軽視し、処分を急ぎ常軌を逸脱した方法をとってまで強行しているのである。

# 20 答弁書第20について

被告が、原告の兼業従事許可にあたり、書類以上の記載に拘泥することなく 勤務時間について柔軟に対応すると言って協力をしていたことは前述のとお りである。

#### 21 答弁書第21について

(1) 被告は、兼業従事の許可条件を遵守することを当然の前提として指導等をしていたなどと主張する。

しかし、そのような書類上の条件について原告は指導等を受けたことはない。これは、前述のように、被告が、勤務時間については柔軟に対応すると約束していたからに他ならない。被告が主張するような指導等をしていたのであれば、なぜ兼業従事許可申請の際、不許可としなかったのかおよそ理解することはできない。そのような指導等をしたというのであれば、県や被告は、実際に懲戒処分するほどの事由と考えているのであるから口頭ではなく当然記録に残るよう書面によりなされているはずであるが、そのような証拠は一切提出されていない。

(2) 被告は、原告のバイオラボ社での活動を具体的には把握していないと主張する。

しかし、前述のように、わざわざ海外まで被告大学幹部が出席するほどの カの入れようであるのに、どのような状況を把握していないというのはあり 得ないことである。現実に原告は大学関係者から何度もバイオラボ社のこと を聞かれそれに回答しているのである。

被告の主張を前提とするならば、勤務時間中の原告の活動は、使用者として把握していなければならないのであるから、勤務時間中の兼業についてはリアルタイムで把握したということになるはずである。被告の主張が一貫しないのは、その場しのぎの後付けのものに過ぎないためと言わざるを得ない。「開き直り」とは、まさに被告の態度そのものである。

#### 22 答弁書第22について

理解できないのは被告の主張である。いかなる算定方法により計算されたのか、その算定方法を採る根拠は何か現時点においてさえ一切明らかにされていない。さらには、算定の基礎となった事実がいまだ明らかにされていない。このような状況で、原告が、事情聴取や弁明手続で充分な反論ができるはずもない。

#### 23 答弁書第24について

(1) 被告は、他の教員は兼業従事により必要がある場合には勤務時間の振替申請を行っていると主張する。

しかし、本件懲戒処分の対象となった期間においてそのような振替がなされていたことの根拠は一切示されていない。

また、そもそも原告については、当初の約束で勤務時間については柔軟に 対応するということになっていたのであるから、他の教員とパラレルに考え ること自体が無意味でもある。

さらに、原告のみが、ルール・手続を無視してきたと主張するのであれば、 その都度ごと注意し(特に本件は甲1の記載から懲戒事由となっている事実 関係が相当長期に及ぶものと推測される。)、段階的な懲戒処分という手続を なぜ踏まなかったのか一切明らかにされていない。原告を停職6か月という 重い処分にするために、あえて長期間放置していたというのであれば言うま でもなく不当である。

#### 24 答弁書第25について

被告の兼業についての主張は、実体を見失った形式論に過ぎず不当である。

「就業規則は使用者がその事業活動を円滑に遂行するに必要な限りでの規律と秩序を根拠づけるにすぎず、労働者の私生活に対する使用者の一般的支配までを生ぜしめるものではない。兼職(二重就職)は、本来は使用者の労働契

約上の権限の及び得ない労働者の私生活における行為であるから、兼職(二重 就職)許可制に形式的には違反する場合であっても、職場秩序に影響せず、か つ、使用者に対する労務提供に格別の支障を生ぜしめない程度・態様の二重就 職については、兼職(二重就職)を禁止した就業規則の条項には実質的には違 反しないものと解するのが相当である」(東京地判平成20年12月5日)。

本件では、被告自身が認めているとおり、職場秩序に影響せず、かつ、使用 者に対する労務提供に格別の支障を生ぜしめない程度・態様であったのである (甲81~91)。

## 25 答弁書第26について

被告は、原告だけを差別的に扱っていないと主張する。

しかし、原告の勤務状況等を調査・確認するに至った経緯や他の職員についていつどのように調査したのかについて一切具体的な主張・立証がない。

#### 26 答弁書第29について

被告は、兼業従事許可違反、無断欠勤は重大な非違行為であり、「軽微な手続 的不備」等ではないと主張する。

しかし、前述のような兼業従事許可にあたっての合意があることやその後の 被告の対応 (黙認)、振替表の提出以外の自主的な勤務振替による労務提供と いう実体的側面に照らせば、およそ重大な非違行為には該当しない。

被告の主張は、実体を見ない、中身のない形式論に過ぎず、前述の裁判例に も反する理由のない独自の主張である。

#### 27 答弁書第31について

被告は、資料の提出を求めたことが職務命令であると主張する。

しかし、前述のように、そもそも職務命令足り得ず、しかも正当性もない。

#### 28 答弁書第32について

被告は、本件懲戒処分に関し、記者会見をしたことに違法性はないと主張する。

しかし、停職6カ月という処分結果についてはいわゆるゴシップネタとして の関心はあるかもしれないが、原告のいわゆる「無断欠勤」について、社会的 関心があるとは到底考えられない。被告のいう「無断欠勤」という点に限定し て社会的関心があったと主張するのであればその根拠を示されたい。

また、原告の無断欠勤の日数の算定方法、算定根拠も不明の状況のままに報道されれば、報道の受け手からすれば382日の全てについて終日完全に勤務していないとの誤解を招きかねない。現にそのように受け取られているし、代理人らもそのようなものとして受け取った。加えて、原告が代替措置を取り大学の教育・研究業務に支障がなかったことが正確に伝えられていなかったため、大学の教育・研究業務に支障がなかったことを正確に伝えたマスコミ報道は皆無であった。

一旦誤った報道がなされると一個人が名誉を回復するのが困難であることは 公知の事実であり、被告において正当性を主張されるのであればこの点に配慮 した会見であったかを具体的に主張・立証していただく必要がある。

以上

(別紙)



県立長崎シーボルト大学のロゴ



# バイオラボ株式会社のロゴ